

特別非常勤講師制度について

I . 制度の目的・概要

地域の人材や多様な専門分野の社会人を学校現場に迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応やその活性化を図るため、教員免許を有しない非常勤講師を登用し、教科の領域の一部を担当させることができる（昭和63年に創設）。

II . 担当する教科等

小学校、中学校、高等学校、特別支援学校における全教科、外国語活動、道徳、総合的な学習の時間の領域の一部及び小学校のクラブ活動（平成10年に対象教科を拡大）

III . 登用手続

任命・雇用しようとする者から授与権者（都道府県教育委員会）への届出
（平成10年に許可制から届出制に変更）

※届出手続きに関して、市区町村教育委員会や学校法人等の負担軽減を図るために、平成30年に「特別非常勤講師の任用に係る授与権者への届出について」を発出

IV . 届出件数・事例

【届出件数】

(件)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
小学校	4,655	4,730	4,559	4,796	4,472
中学校	2,425	2,495	2,466	2,382	2,384
高等学校	11,387	11,458	11,663	11,775	11,916
特別支援学校	1,117	1,378	1,613	1,818	1,604
合計	19,584	20,061	20,301	20,771	20,376

【主な事例】

※()内が主な職業

医学・看護 (医師、看護師等)	3,812	外国語(外国語会話も含む) (外国語講師、通訳、ネイティブスピーカー等)	3,349	家庭科教育(食) (調理師、栄養士等)	2,148
芸術 (絵画・音楽教室講師等)	1,909	福祉・ボランティア (介護福祉士、手話講師等)	1,282	伝統芸能 (和楽器奏者等)	795
情報 (パソコン講師、IT技術者等)	555	茶道・華道 (茶道家、華道家等)	540	書道・書写 (書道家、書道教室講師等)	537
異文化理解 (語学講師、海外出身者等)	414	野外体験活動 (農業・造園業従事者等)	398	伝統工芸 (陶芸家、文化教室講師等)	299
武道 (有段者、師範等)	120	道徳 (元プロスポーツ選手、動物園長等)	105	理容・美容 (専門学校講師等)	89
				競技スポーツ (スポーツ教室講師等)	648
				製造現場体験 (建築業、デザイナー等)	423
				地域文化理解 (郷土史家、伝統芸能継承者等)	294
				その他 (予備校・専門学校講師、NPO法人職員等)	2,659

V. 参考条文

○教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）（抄）

第三条の二 次に掲げる事項の教授又は実習を担当する非常勤の講師については、前条の規定にかかわらず、各相当学校の教員の相当免許状を有しない者を充てることができる。

- 一 小学校における次条第六項第一号に掲げる教科の領域の一部に係る事項
- 二 中学校における次条第五項第一号に掲げる教科及び第十六条の三第一項の文部科学省令で定める教科の領域の一部に係る事項
- 三 義務教育学校における前二号に掲げる事項
- 四 高等学校における次条第五項第二号に掲げる教科及び第十六条の三第一項の文部科学省令で定める教科の領域の一部に係る事項
- 五 中等教育学校における第二号及び前号に掲げる事項
- 六 特別支援学校（幼稚部を除く。）における第一号、第二号及び第四号に掲げる事項並びに自立教科等の領域の一部に係る事項
- 七 教科に関する事項で文部科学省令で定めるもの

2 （略）

○教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）（抄）

第六十五条の十 免許法第三条の二第一項第七号に規定する教科に関する事項は、学校教育法施行規則第五十条第一項及び百二十六条第一項に規定する外国語活動の一部、同令第五十条第一項、第七十二条、第百二十六条、第百二十七条及び第百二十八条第二項に規定する道徳の一部、同令第五十条第一項、第七十二条、第八十三条、第百二十六条第一項、第百二十七条及び第百二十八条に規定する総合的な学習の時間の一部並びに同令第五十二条に規定する小学校学習指導要領及び同令第百二十九条に規定する特別支援学校小学部・中学部学習指導要領で定めるクラブ活動とする。